

奈良市公報

第 2 6 9 号

平成23年 6月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 自動車臨時運行許可番号標番号の失効…………… 1
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 3
- 道路の位置指定…………… 3
- 用途地域の指定のない区域における容積率等…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 住居番号の設定…………… 4
- 奈良市職員の職務に関する要望等の記録等に関する要綱…………… 4
- 予防接種の実施の一部改正…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）及び用途地域の変更…………… 6
- 都市計画高度地区の変更…………… 6
- 都市計画防火・準防火地域の変更…………… 6
- 都市計画生産緑地地区の変更…………… 6
- 都市計画地区計画の決定（5件）…………… 7
- 都市計画地区計画の変更…………… 7
- 東部第2地区農業集落排水処理施設の供用開始…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届

- 出…………… 8
- 住民票の職権消除…………… 8
- 道路の位置の廃止…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8

訓 令 甲

- 奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令…………… 9

監 査

- 住民監査請求に係る監査結果の公表…………… 9

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 12

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 13
- 奈良市立中学校給食導入検討委員会設置要綱の一部を改正する告示…………… 14

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 14

告 示

奈良市告示第253号

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので、次のとおり告示します。

平成23年 5月 2日

奈良市長 仲川元庸

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良 2102	平成23年 5月 2日	省略	平成21年 4月21日
奈良 2270	平成23年 5月 2日	省略	平成21年 5月13日
奈良 2318	平成23年 5月 2日	省略	平成21年 6月 1日
奈良 2288	平成23年 5月 2日	省略	平成21年 7月28日
奈良 2315	平成23年 5月 2日	省略	平成21年 8月 4日
奈良 2277	平成23年 5月 2日	省略	平成21年 9月 8日
奈良 2240	平成23年 5月 2日	省略	平成21年12月17日
奈良 2294	平成23年 5月 2日	省略	平成21年12月25日
奈良 2353	平成23年 5月 2日	省略	平成21年12月28日
奈良 2327	平成23年 5月 2日	省略	平成22年 1月18日
奈良 2179	平成23年 5月 2日	省略	平成22年 3月16日
奈良 2295	平成23年 5月 2日	省略	平成22年 3月18日

(平成23年5月2日揭示済)

奈良市告示第254号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年5月2日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

道路修繕工事（南京終町四丁目地内・北部第341号線）ほか33件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。（電子入札参加に必要な資格）

- (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格が舗装区分1に格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を守る条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成23年5月10日までは閲覧コーナー、同月11日以降は契約課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部契約室契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない場合

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年5月10日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を契約課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年5月11日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年5月2日から5月10日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成23年5月11日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成23年5月12日から開札日前日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前

- 9時から午後5時まで
- (4) 電子入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 他人のICカードを使用した入札
 - ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
 - エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
 - オ 内訳書の日付が開札日でない場合
 - カ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。
- 11 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
 - (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市条例による。
- 3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
二名第2幹線-27	奈良市三松四丁目1000	奈良市三松四丁目996-1
都跡幹線-329	奈良市八条町364-1	奈良市八条町368-1
藤原幹線-64	奈良市藤原町220	奈良市藤原町208

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成23年5月2日揭示済)

奈良市告示第256号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年5月2日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	奈良市二名三丁目1053番地
申請者氏名	松陽ハウジング株式会社 代表取締役 松田 未作
道路の位置	奈良市三碓六丁目1104番1及び1105番1の各一部
道路の幅員	最大6.09m 最小4.00m
道路の延長	30.45m

良市契約規則によります。

- (4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

別表省略

(平成23年5月2日揭示済)

奈良市告示第255号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年5月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年5月2日

公共下水道管理者 奈良市

奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年5月16日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松四丁目、八条町及び藤原町の各一部

指定年月日	平成23年5月2日
指定番号	第21019号

(平成23年5月2日揭示済)

奈良市告示第257号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3（に）欄の5の項の規定に基づき、用途地域の指定のない区域における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの制限を定め、平成23年5月10日から施行します。

区域の区分及び制限の数値は、別図のとおりです。
平成23年5月2日

奈良市長 仲川元庸

別図省略

(平成23年5月2日揭示済)

奈良市告示第258号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年5月6日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市都市整備部都市計画室交通政策課

電話0742-34-1111代表

（平成23年5月6日揭示済）

奈良市告示第259号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年5月6日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

（平成23年5月6日揭示済）

奈良市告示第260号

奈良市職員の職務に関する要望等の記録等に関する要綱を次のように定める。

平成23年5月9日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市職員の職務に関する要望等の記録等に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、奈良市法令遵守の推進に関する条例

（平成19年奈良市条例第4号）及び奈良市法令遵守の推進に関する規則（平成19年奈良市規則第20号）に定めるもののほか、職員が、その職務に関して受ける要望等に係る記録の手続を定め、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、それらの内容を市民に公表することにより、市政の透明性の確保の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員をいう。

(2) 公職者 国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長（これらの者の秘書、代理人及び使者（第6条において「秘書等」という。）を含む。）をいう。

(3) 要望等 要望、要請、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為で、職員以外の者が、職員に対し、職務の執行に関し一定の具体的な行為をし、又はしないことを働きかけることをいう。

（職員の責務）

第3条 職員は、公職者から要望等があったときは、この要綱の規定に基づき誠実かつ公正に対応するとともに、不正な要望等又は不正な言動等を伴う要望等に対してき然として対応しなければならない。

（要望等の記録）

第4条 職員は、公職者から要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、速やかに対応記録票（別記様式。以下「記録票」という。）を作成するものとする。

2 職員は、公職者から要望等を文書（ファクシミリ、電子メール等を含む。）により受けたときは、記録票中の内容欄を除き記録票を作成し、当該文書を添付するものとする。

3 職員は、記録票を作成するに当たっては、不実又は虚偽の記録をしてはならない。

（記録の例外）

第5条 職員は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する要望等については、その記録票を作成しないことができる。

(1) 公式又は公開の場において行われる要望等であって、議事録その他これに類するものとして別に記録がされるとき。

(2) 要望等の内容が単なる問い合わせ又は公表されている事実内容の確認であることが明白であるとき。

（記録された要望等の公表）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により記録された要望等及び同条第2項の規定により文書により行われた要望等の内容を取りまとめ、その概要並びに当該要望等を行った者の職名及び氏名（秘書等の氏名を除く。）を定期的に公表するものとする。

（措置）

第7条 市長は、第4条の規定に故意に違反した行為があったと認められる場合は、人事管理上必要な措置を講ずることができる。

(その他)

別記様式(第4条関係)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要望等の記録及び公表に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

この告示は、平成23年5月9日から施行する。

対応記録票

受付No _____

受付日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
受付職員	所属 職名 氏名
受付方法及び場所	1. 面談(場所:) 2. 電話(場所:) 3. 文書・ファクシミリ・電子メール・その他
要望等を行った者	公職者職名 (本人・秘書・代理人・その他) 氏名 住所 電話番号
件名	
内容	
対応方針	1. 対応しない 2. 要検討 3. 対応する 4. 所管課 () に引継ぎ、記録票の写しを送付
	上記1~3の場合 対応の具体的内容
	方針決定の理由となる具体的事実、法的根拠など

(※) 欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載

(平成23年5月9日揭示済)

奈良市告示第261号

平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成23年5月9日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成23年5月9日揭示済)

奈良市告示第262号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年5月9日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年5月9日揭示済)

奈良市告示第263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により奈良県知事から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）及び用途地域の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域

2 縦覧場所

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

(平成23年5月10日揭示済)

奈良市告示第264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更しまし

たので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市赤膚町、秋篠町、石木町、大和田町、押熊町、学園北一丁目、学園中一丁目、学園中二丁目、学園南三丁目、杏町、北登美ヶ丘六丁目、西大寺本町、佐紀町、佐保台一丁目、佐保台西町、佐保台二丁目、菅原町、中町、中山町、二名三丁目、二名町、二名四丁目、宝来町及び三松一丁目の各一部

(平成23年5月10日揭示済)

奈良市告示第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市学園北一丁目、西大寺本町及び佐保台西町の各一部

(平成23年5月10日揭示済)

奈良市告示第266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市石木町の一部
(平成23年 5月10日揭示済)

奈良市告示第267号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年 5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
二名三丁目地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二名三丁目の一部
(平成23年 5月10日揭示済)

奈良市告示第268号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年 5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
秋篠町地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市秋篠町の一部
(平成23年 5月10日揭示済)

奈良市告示第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年 5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
赤膚町地区計画

- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市赤膚町の一部
(平成23年 5月10日揭示済)

奈良市告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年 5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
なら北法蓮町地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市法蓮町1418番 1 他
(平成23年 5月10日揭示済)

奈良市告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年 5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
北登美ヶ丘生活拠点地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘六丁目及び押熊町の各一部
(平成23年 5月10日揭示済)

奈良市告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年 5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区

計画

北登美ヶ丘六丁目東地区計画

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘六丁目地内

(平成23年5月10日揭示済)

奈良市告示第273号

東部第2地区農業集落排水処理施設の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示します。なお、関係図書は、平成23年5月16日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 供用を開始する年月日
平成23年6月1日
- 2 汚水を排除し、処理する区域
奈良市邑地町、大保町の各一部

(平成23年5月10日揭示済)

奈良市告示第274号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月10日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年5月10日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年5月10日揭示済)

奈良市告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年5月11日

奈良市長 仲川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	医療法人輝峰会介護支援かがやき	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8	医療法人輝峰会堀池医院	平成23年

新	医療法人輝峰会介護支援かがやき	奈良県奈良市西登美ヶ丘五丁目3-8	医療法人輝峰会堀池医院	4月1日
---	-----------------	-------------------	-------------	------

(平成23年5月11日揭示済)

奈良市告示第276号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成23年5月12日

奈良市長 仲川 元 庸

以下省略

(平成23年5月12日揭示済)

奈良市告示第277号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり廃止したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年5月13日

奈良市長 仲川 元 庸

申請者住所	奈良市三条町521番地
申請者氏名	松田敏明
道路の位置	奈良市三条大宮町348番1、349番1及び349番4
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	96.55m
廃止年月日	平成23年5月13日
廃止番号	第23001号

(平成23年5月13日揭示済)

奈良市告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年 5月13日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号
平成20年 3月31日 奈良市指令都整開 第07A-56号
平成23年 4月21日 奈良市指令都整開 第07A-56-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年 5月13日 第1256号
公共施設 平成23年 5月13日 第555号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市六条西三丁目1527番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市白毫寺町47番地の4
反田 嘉忠
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市六条西三丁目1527番1の一部
 - 下水道
奈良市六条西三丁目1527番1の一部
(平成23年 5月13日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第8号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 5月 6日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市債権回収対策本部設置規程の一部を改正する訓令

奈良市債権回収対策本部設置規程（平成20年奈良市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「幹事長」の次に「副幹事長」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 副幹事長は、総務部理事をもって充てる。

第6条の次に次の1条を加える。

（幹事長及び副幹事長の職務）

第6条の2 幹事長は、幹事会を統括する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

附 則

この訓令は、平成23年 5月 6日から施行する。

（平成23年 5月 6日揭示済）

監 査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成23年 5月12日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 高杉 美根子
同 松石 聖一
奈 監 第 45 号
平成23年 5月10日

請 求 人

奈良市左京二丁目2番地の2 3-104

後藤 恭平様

奈良市監査委員 吉田 肇
同 石原 俊彦
同 高杉 美根子
同 松石 聖一

住民監査請求の結果について（通知）

平成23年 3月18日付けで提出のあった住民監査請求については、同年 4月 1日付けで受理し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

記

1 監査対象部局

奈良市環境部環境事業室環境清美工場（旧環境清美部環境清美工場）

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成23年 4月 4日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。新たに財団法人大阪市環境事業協会に関する平成22年 9月 1日付け産経新聞朝刊の記事が提出された。

3 関係人の事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定により、平成23年 4月14日、環境部長、環境事業室長、環境清美工場長に対し事情聴取を行った。

4 請求の要旨（原文のとおり）

1. 奈良市は、平成21年 5月11日 財団法人 大阪市環境事業協会と「耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託」の契約を随意契約で締結した。本契約の着手時期 平成21年 5月11日、履行期限 平成22年 3月24日である。

委託料は 金 7,980,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額 金 380,000円）である。

1) 随意契約の違法について

本契約の内容は「耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務」である。これらの業務については、多数の実績を持つ、財団法人日本環境衛生

センターの他、学識経験者を多数有する民間のコンサルタント業者等、数多くあり、随意契約しなければならない理由は全くない。

2) 財団法人大阪市環境事業協会の技術レベルについて

奈良市環境清美部が作成した「耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託 随意契約理由書」の内容に「そこで廃棄物処理にかかる長年のノウハウの蓄積と豊富な実務経験をもち、且つ焼却施設の設計業務に対しても実績のある公的機関、大阪市の財団法人「大阪市環境事業協会」に随意契約にて耐久劣化診断と1号炉焼却施設延命対策工事の設計業務を併せて業務委託してよろしいか伺います。」と記されている。

そこで、これらの実績を証明する資料について情報開示請求を行ったが、「長年のノウハウ」「豊富な実務経験」を、証明できる資料は全く存在しない。

また、当該 財団法人 大阪市環境事業協会が作成、提出した「奈良市環境清美工場 耐久劣化診断報告書」の内容については、

(1) 奈良市のごみ焼却施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条7.チ（一般廃棄物処理施設の技術上の基準）ならびに、同規則第4条の5.2項レ（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）に違反している施設であることを指摘していない。

(2) 奈良市環境清美工場の施設概要及び設備機器の仕様書を全く確認していない。機器の内容が不明の状況で劣化診断や延命対策工事の設計は不可能である。

(3) 炉停止に至った故障と原因（平成20年度）を一覧表にし「火格子の焼損、損耗及び脱落が多い」と指摘しているが、火格子の基本的構造の欠陥を指摘していない。

(4) 現状調査の写真で1号炉に関するものは、ガス冷却塔内部1枚、ろ過式集じん器排出装置3枚で、主要機器である燃焼設備や炉本体の築炉に関する写真は1枚も無い。また、写真と説明文の異なるものもあり焼却施設に関する知識の低さを露呈している。

3) 成果品について

(1) 奈良市環境清美工場 耐久劣化診断報告書は、前述のように不備である。

(2) 耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託 設計仕様書に明記している、図面「配置図、平面図、断面図、構造概要（部材仮定断面図）、ならびに、積算（社団法人 全国都市清掃会議「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」による。）、設計見積（数量明細、製造業者見積書等も併せて提出すること。）が未提出である。

4) 検収について

前項で指摘のように、成果品が無い状況下で奈良市

は検収しているが、疑念を持たざるを得ない。

5) 委託契約書の履行期限について

本、契約の履行期限は、平成22年3月24日である。一方、1号炉焼却施設延命対策工事の工期は、至平成22年3月19日であるため「耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託」は100パーセント無駄な業務である。

2. 1号炉焼却施設延命対策工事

奈良市は、平成21年8月28日 日立造船株式会社（以下「日立造船」という。）と「1号炉焼却施設延命対策工事」の工事請負仮契約を随意契約で締結した。

本契約に先立ち、平成21年8月7日 1号炉焼却施設延命対策工事の指名競争入札が行われているが、指名10社で日立造船を除く9社が辞退し入札不調となった。然るに、指名競争入札用を使用した、1号炉焼却施設延命対策工事の仕様書及び図面を確認すると、見積業務が可能な図面が1枚もなく、9社は辞退を余儀なくされたことがわかる。この入札不調を以て日立造船と随意契約としているが、指名競争入札の入札不調は奈良市が日立造船と随意契約を履行するため、意図的に行ったもので、行政による入札妨害である。

また、指名競争入札の時点で「1号炉焼却施設延命対策工事仕様書」と「設計書」が作成されていることから、相当早い時期に、奈良市と、日立造船との間で話がまとまっていたと推認できる。

3. 契約金額の不当について

1) 耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託の委託料金 7,980,000円は全額無駄な不当支出である。

2) 1号炉焼却施設延命対策工事は、奈良市と日立造船の談合によって、不正に契約されたものであるから、不当金額の算出に公取委の談合違反事例を引用すると「平均して売上額の16.5パーセント程度、約9割の事件で売上額の8パーセント以上の不当利得が存在する。」としている。

本事例を基にすると、契約金額 1億7,850万円の8パーセントに相当する金額 1,428万円が不当利得となる。

4. 結論

以上の計算から、奈良市が被った損害額は、798万円と1,428万円の合計額 2,226万円となる。

市長は、奈良市が被った損害額を、不当に利益供与した職員にそれぞれ賠償させると共に、応分の責任をとらせるなどの必要な措置を講ずるよう求める。

以上

添付資料

1. 耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託随意契約理由書
2. 耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託委託契約書、および設計仕様書

3. 奈良市環境清美工場 耐久劣化診断報告書
4. 開札録「1号炉焼却施設延命対策工事」
5. 工事請負仮契約書「1号炉焼却施設延命対策工事」(抜粋)
6. 平成21年度 1号炉焼却施設延命対策工事仕様書及び図面

5 監査対象事項

平成21年度に市が実施した「耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託(以下「本件委託」という。)」及び「1号炉焼却施設延命対策工事(以下「本件工事」という。)」について、次の事項を監査対象とした。

- ・本件委託の随意契約が違法であるか。
- ・本件工事の工期との関係から、本件委託が不要な業務であるか。
- ・本件工事の手続きに、市による入札妨害があったか。

なお、請求人のその他の主張については地方自治法第242条第1項が規定する財務会計上の行為とは言えず、本件請求の監査対象としない。

6 監査の結果

(事実関係)

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

- (1) 奈良市環境清美工場の廃棄物処理施設は、1号から4号までの炉と、粗大ごみ処理施設で構成されている。4基の炉はそれぞれ焼却施設と排ガス処理施設から成る。
- (2) 市は、「耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託」を、財団法人大阪市環境事業協会(以下「受託者」という。)を相手として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により契約した。契約金額は7,980,000円である。

本件委託の起案書に添付された「随意契約理由書」によれば、市は受託者と随意契約した理由を「廃棄物処理にかかる長年のノウハウの蓄積と豊富な実務経験をもち、且つ焼却施設の設計業務に対しても実績のある公的機関」であるためと記述している。

委託の業務内容は、廃棄物処理施設の劣化状況の調査及び改修計画の作成(以下「診断」という。)と、1号炉焼却施設延命対策工事の設計図書(仕様書、設計書及び図面)作成業務(以下「設計」という。)の二つである。

契約書によれば、着手時期は契約日と同日の平成21年5月11日で、履行期限は平成22年3月24日までとなっている。しかし、本件委託の仕様書や受託者が提出した工程表には、診断及び設計についてそれぞれの工程や納期が示されていない。

- (3) 本件委託のうち、診断の成果品として、受託者は「奈良市環境清美工場耐久劣化診断報告書」を業務完

了届と併せて平成22年3月24日に提出し、市は同日検収した。一方、設計の成果品である設計図書について、市は、平成21年6月末までに提出するよう受託者に口頭で指示し、実際に6月中に提出を受け、それを基に入札を始めとする本件工事に係る手続きを行ったとしているが、設計図書がいつ提出されたかを確かめることができなかった。

- (4) 本件住民監査請求を受け、市が受託者に確認したところ、受託者が送付文書の控えを保有していることが分かり、その写しの提出を受けた。それには、「業務報告書の提出について」との表題で、平成21年6月19日付けで受託者が市長宛てに設計図書を提出したことが明記されていた。

- (5) 本件工事に係る一連の手続きは次のとおりである。

施行起案伺書を平成21年6月26日に起案し、同月30日に市長の決裁を得た。請負者の決定に当たっては、奈良市建設工事入札参加者等審査会による選定を経て、10者による指名競争入札を行った。しかし、8月7日の開札に際し、9者が辞退したため、奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第9条第2項(「入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとする。」)により、入札は不調となった。そこで、唯一応札した日立造船株式会社(以下「工事請負者」という。)を相手に随意契約とするよう同日に方針を変更し、8月28日に随意契約により仮契約を締結した。契約金額は178,500,000円である。9月14日に地方自治法第96条第1項第5号の規定による議決を経て本契約を締結した。工期は本契約締結日(9月14日)から平成22年3月19日までである。

なお、工事請負者は、奈良市環境清美工場の焼却施設の設置工事を請け負ったプラントメーカーでもある。(監査委員の判断)

請求人は、本件委託の契約を受託者との随意契約とした理由が無いと主張する。

事実関係(2)に示した随意契約理由書の記述からは詳細を把握しかねるため、補足説明を求めたところによれば、市は、本件委託をそもそも民間コンサルタント業者ではなく、財団法人などの公的な機関を相手とする方針であった。これは、公的な機関であれば特定の業者に偏らない情報を有し、本件工事の設計図書を中立・公平な立場で作成できると考えたからである。加えて、本件工事を見越して迅速かつ適切に設計を完了させるには、豊富なノウハウや実務経験を有し、定期的な稼働停止による限られた調査機会を逃さずにきめ細かな対応をすることが求められる。市は、このような条件を考慮した結果、受託者を相手として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により契約を締結した。なお、受託者が豊富なノウハウや実務経験を有すると考えるに足る実績が市から示されている。

ここで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する場合について最高裁判所は、「普通地方公共

団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らしたまたはその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合」を挙げ、このような場合に該当するか否かは、「当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきもの」としている（最高裁判所第二小法廷 昭和57年（行ツ）第74号 昭和62年3月20日判決）。

上述のように、公正な設計図書に必要な時期までに受け取るために市が下した裁量判断は、最高裁が示した見解を逸脱するものとは言えず、随意契約の理由が無いとの主張は認められない。

次に、本件工事の工期が平成22年3月19日までのため、履行期限が同月24日である本件委託は、その成果が工事に生かされない無駄な業務であるとの主張について考察する。

本件委託の業務内容は事実関係(2)に示したとおりであり、診断のうち1号炉焼却施設に関する部分と、それを踏まえた設計とは、本件工事の前提として必要不可欠なものであるため、当然に履行期限を待たずして実施されなければならない。市は受託者に対して、平成21年6月末までに設計図書を提出するよう口頭で指示したとしているが、それを示す文書が存在しないことは事実関係(3)のとおりである。履行期限の異なる複数の業務が存在する場合、契約の当事者間に認識の齟齬が生じないよう契約書や仕様書等にその旨を明記すべきであろう。

しかしながら、事実関係(4)の送付文書の写しにより、平成21年6月19日に受託者が本件工事の設計図書を市へ提出したことが示されており、6月末までの提出を口頭で指示したという市の主張と符合している。また、本件工事を除く診断は平成22年3月24日に「奈良市環境清美工場耐久劣化診断報告書」として提出されている。これらのことから、本件委託の診断及び設計は適時適切に成果品が提出されており、無駄な業務であるとは言えない。

また、請求人は、本件工事の入札手続きにおいて、図面に不備があり、市の意図的な入札妨害があったとも主張する。

この点について市は、工事に必要な材料、材質、数量等は仕様書に明記し、図面についてもその工事概要を把握できるものであるとしている。その上で競争入札指名通知書には「仕様内容についての疑問等は環境清美工場へ確認」するよう明記し、入札参加者からの問い合わせや資料閲覧の求めに応じる姿勢を示している。また、準備期間（材料の購入、製作及び各種機器の調査等）の短さを理由に市の焼却施設のプラントメーカー以外の者が不利となることのないよう、平成21年9月の議会において本件工事の契約について議決を得られるよう予定を組み、本契約の締結から施工までの期間を十分に取るよう

考慮したとも述べている。

これらのことから、本件工事において入札妨害があったとする請求人の主張は認められない。

以上のことから、本件請求には理由が無いと判断した。なお、本件監査請求の事案では、設計の成果品である設計図書について、受託者に口頭で提出期日を指示するなど、いくつかの点で内部統制上の問題点が認められた。監査委員は、この是正に取り組むよう、別紙のとおり市長に対し要望した。

奈 監 第 44 号
平成23年5月10日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 石 原 俊 彦
同 高 杉 美 根 子
同 松 石 聖 一

環境清美工場における適切な内部統制について（要望）

平成23年3月18日付けで提出のあった住民監査請求については、請求人の主張は認められないと判断した。

しかしながら、市が実施した委託業務においては、履行期限の異なる複数の業務が存在しており、契約の当事者間に認識の齟齬が生じないよう契約書や仕様書等にその旨を記載すべきところ、特に不適切な事務処理が見受けられた。

このことは、市民の信頼を裏切りかねない内部統制上の問題点と考えられ、組織の改正もされたことを踏まえ、事務処理の改善に向け早急に取り組まれない。

（平成23年5月12日揭示済）

公 営 企 業

奈良市水道局告示第10号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年5月2日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替、奈良市神功三丁目地内ほか5件（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の

総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を守る条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年5月10日まで（奈良市の休日を守る条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知

後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年5月11日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成23年5月2日揭示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第12号

平成23年5月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成23年5月6日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 日 時

平成23年5月10日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 職員の事務従事について

(2) 平成23年度奈良市立高等学校の教材の使用について

(3) 平成24年度奈良市立一条高等学校教員採用候補者選考試験について

(4) 奈良市立中学校給食導入検討委員会委員の委嘱又は任命について

議 事

議案第5号 奈良市社会教育委員の委嘱について

議案第6号 奈良市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第7号 平成24～27年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第8号 平成24年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第9号 平成23年度奈良市少年指導委員の委嘱について

議案第10号 平成23年度奈良市立学校評議員の委嘱につ

いて
議案第11号 奈良市立中学校給食導入検討委員会設置要綱の一部改正について

議案第12号 平成23年度奈良市就学指導委員及び調査員の委嘱又は任命について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について

4月～5月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第、締切させていただきます。

(平成23年5月6日揭示済)

奈良市教育委員会告示第13号

奈良市立中学校給食導入検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年5月10日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

奈良市立中学校給食導入検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市立中学校給食導入検討委員会設置要綱（平成18年奈良市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育総務部学務課」を「学校教育部保健給食課」に改める。

附 則

この告示は、平成23年5月10日から施行する。

(平成23年5月10日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会平成23年5月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成23年5月6日

奈良市農業委員会

農地部会長 萩原 征二

1 日時

平成23年5月13日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第1号に該当する転用の届出について

(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

(6) 水田利用転換届出について

(7) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

(8) 知事許可について（4月許可分）

(9) 非農地証明について（4月分）

(平成23年5月6日揭示済)